

○ 第十二回 貴族院議事速記録第十七號

(一七)

○議長(公爵近衛篤麿君) 本日ノ議事ハ一旦散會ヲ致シマシタガ更ニ政府ヨリ左ノ通牒ヲ得マシタニ附キマシテ再び召集ヲ致シタ次第アリマス

一明治三十一年度歲入歲出總豫算追加案

一明治三十一年度各特別會計歲入歲出豫算追加案

一豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スルモノ

右緊急事件トシテ議決相成度此段及要求候也

斯ウ云フ要求ガ有リマシタニ附キマシテ召集ヲ致シタ次第アリマス、就キマシテハ御異議ガナケレバ直ニ之ニ附イテ議事ヲ開ク考デアリマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者數名アリ

○公爵二條基弘君 チヨウト本會ノ開ケル前ニ申シタイコトガアリマスガ今

朝ノ議事日程ニ載テ居ヌ所ノ請願デアリマスガ、アレハ隨分澤山ナ敷デアリマス、又請願シタ人モ中ミ容易ナコトデアリマセヌ、依テ短期ノ議

會デモアリマスカラ、アノ事ハ元來會議ニ掛ケテヤラナケレバナラヌコトデアリマスガ最早今日ノ場合デアリマスカラ、アノ議案ハ總テ議場ニ於テ會議ヲ經タモノト看做シマシテ政府ニ送付シタイト考ヘマス、滿場ノ諸君モ別段

ニ御不同意ガナケレバ其様ニ致シタイト云フ考ヲ持テ居リマスカラ此段ヲチヨウト……

〔異議ナシ〕ト呼フ者數名アリ

○子爵小笠原壽長君 本員ハアノ請願ニ附イテハ一二不同意ノ請願ガゴザイマスカラ本員ハ御同意ヲ申上ゲル譯ニ參リマセヌ

○公爵二條基弘君 採決ヲ願ヒマス

〔採決ヲ願ヒマス〕ト呼フ者數名アリ

○議長(公爵近衛篤麿君) 數箇條ノモノデゴザイマスカラ直ニ議シタモノト見テ政府ニ取次グト云フコトハ如何デアリマセウカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者數名アリ

○子爵曾我祐準君 アレハ疾ウカラ投函ニモナカテ居リマスシ、又十分請願(發言ノ許可ヲ求ムル者數名アリ)

○議長(公爵近衛篤麿君) チヨウト待テ下サイ、サウスレバスウ云フ手續委員デ御調査ニモナカテ居リマシタシ致シマスカラ委員長ニ御任セニナカ

政府ニ送達ニナリマシテ決シテ異議ハアルマイト思ヒマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者數名アリ

○議長(公爵近衛篤麿君) チヨウト待テ下サイ、サウスレバスウ云フ手續アレヲ議事日程ニ追加シテ議シタモノト看做シテ決議ヲ致シタラドウデスカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者數名アリ

○子爵堀田正養君 〔ソレナラ宜イ〕ト呼フ者アリ
シテ請願ヲ議スルト云フノデゴザイマス
○議長(公爵近衛篤麿君) 左様デゴザイマス

○子爵堀田正養君 ソレナラバ宜シウゴザイマス

○議長(公爵近衛篤麿君) 明治三十一年度歲入歲出總豫算追加案朗讀ハ省略ヲ致シマス

○子爵谷千城君 本案ハ豫算委員長ノ報告ヲ致シマシタ通ナ事柄テ委員會ニ置キマシテハ衆議院送付ノ儘デドコヘモ修正ヲ加ヘマセズ決議ニナリマシテゴザンス、願ハクハモウ僅ナ會期ノコトデゴザンスルシ、他ノ重大ナ法案サヘドン々通シタ譯デゴザンスカラ是等ハ一纏メニ致シテ御卽決アランコトヲ希望致シマス

〔贊成ヤキ〕ト呼フ者多シ

○議長(公爵近衛篤麿君) 本案全部ヲ問題ニ供シマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵近衛篤麿君) 明治三十一年度歲入歲出總豫算追加案御異議ガナクバ原案ニ決シマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者多シ

次ハ明治三十一年度各特別會計歲入歲出總豫算追加案、是モ全部ヲ問題ニ供シマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者多シ

御異議ガナクハ可決ト認メマス、豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要求スル件

〔異議ナシ〕ト呼フ者多シ

○議長(公爵近衛篤麿君) 御異議ガナクバ可決ト認メマス、政府ヨリ更ニ又要求ガアリマス

一非訟事件手續法案

一人事訴訟手續法案

一競賣法案

右法律案ハ緊急ノ事件ニ付議院法第二十七條但書及第二十八條但書ニ依リ

議定相成度此段及要求候也

明治三十一年六月十日

内閣總理大臣侯爵伊藤博文

是ハ直ニ議シマスルカ、如何デゴザイマス、御異議ガナクバ直ニ議スルコトニ致シマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者多シ)

然ラバ其手續ニ掛リマス、戸籍法案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、是ハ政府ノ要求ハ讀會省略ノ請求ニナツテ居リマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ)

然ラバ本案ハ可決ト認メテ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者多シ)

次ハ非訟事件手續法案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、是ハ通牒文ノミヲ朗讀致サセマス、イヤ朗讀ハモウ濟ンデ居タサウデゴザイマス、是モ同シク讀會省略ノ要求ノアルモノデアリマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者多シ)

御異議ガナクバ原案ニ決シマス、人事訴訟手續法案、政府提出、衆議院送付第一讀會ノ續、矢張讀會省略ノ要求ガアリマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者多シ)

御異議ガゴザイマセヌケレバ本案モ可決ト認メマス、競賣法案、政府提出、衆議院送付第一讀會ノ續

〔異議ナシ〕ト呼ソ者多シ)

御異議ガナクバ原案ニ決シマス、次ニチヨット御詔リヲ致シマスガ民法並ニ民法附屬ノ法案ハ總テ可決ニナリマシタ、就イテハ御諮詢ニナツテ居リマス

ル彼ノ華族令ノ改正ト云フコトアリマスガ是ハ如何致シタモノデアリマセウカ、此事ヲ御詔致シタイト思ヒマス

○侯爵黒田長成君 唯今御詔リニナリマシタ華族令追加ノ件ニ附イテハ是ヨリ議事日程ヲ變更ニナツテ其會議ヲ開カル、ヤウニ希望致ス次第ゴザイマス、最早會期モ切迫デゴザンスカラ唯今委員ニ付託セラレテ居ルモノデハア

リマスガ便宜上其手續ヲ止メテ直ニ茲デ講スルヤウニナリタイト思ヒマス

○男爵伊達宗敦君 唯今ノ黒田侯爵ノ御請求ハ華族令ノ委員會ヲ開カウト云フノデスカ

○議長(公爵近衛篤脣君) 華族令ヲ直ニ議サウト云フノデアリマス

○男爵伊達宗敦君 ソレハドウモ困リマス、今ノ豫算ダカ何ダカ知リマセヌガ案モ何モナイ、ソレデ異議ナシ異議ナシト言シテ誰モ異議ガアルモナイモ

ナイ、分ラズニ濟シテ仕舞ツタ、ソレデ今ノ華族令モ案モ何モナイ、是ハ先づ委員會ヲ御開キニナツテ十分審議ニナツテ其上ニ議シタイ、外ノ件ト違ツテ御諮詢ニナツタモノヲ案モ何モナシデ唯議スト云フコトハ不同意デアリマス、是ハ反對シマス

○公爵二條基弘君 本員モ伊達男爵ト同シ考ヲ持ツテ居リマス、本員ハ此委員ノ一人ニナツテ居リマスガマダ一回モ委員會モ開カズ委員長副委員長ノ選舉モシテアリマセヌ、然ルニソレヲ輕卒ニ議スルト云フコトハイケナイト思

ヒマス、御諮詢ト云フモノハ鄭重ニセネバナラヌト考ヘマス

○伯爵大原重朝君 贊成
○子爵立花種恭君 私モ委員ノ一人デアリマスガ矢張ニ二條公爵ト御同様ノ考デゴザイマス、贊成致シマス

○議長(公爵近衛篤脣君) 御異議ガ段々アリマスルカラ是ハ矢張正當ノ手續ヲ經タル上ニ議事日程ニ載セマス、次ニ先刻二條公爵カラ要求ボノアリマシタ請願ノ件ニアリマスガ是ヲ直ニ議スルト云フコトニ御異議ハアリマセヌカ

○子爵堀田正養君 ドウモ此ニ二條公爵ノ直ニ議スルト云フコトデスケレドモ此事ニ附イテハ本員アタリモ段々此間中カラ見マシタケレドモ諸君ガ案ヲ御持チデアルカ知レマセヌガ色ニ此中ニハ商法改正ノ件杯ト云フコトガアル、ソレ等ハ今度商法ガ貴族院ヲ通過シタ所ニ當ルモノデアル、其邊ノコトハ餘程調査ヲシナケレバナラスト思ヒマス、ソレ故ニ其邊ハ尙ホ委員長ニ十分質問ヲシタ後ニ議シタイト思ヒマスカラ本員ハ願クハ明日ノ議事日程ニ載シテ居ルノデスカラ、矢張明日ノ議事日程ノ儘デ置カレンコトヲ希望致シマス

○侯爵細川護成君 私モ堀田子爵ニ贊成致シマス
○子爵小笠原壽長君 本員モ堀田子爵ニ贊成致シマス、本員モ是ヲ見マスルニ諸君モ御覽デアリマセウガ商法第七百九十九條改正ノ請願、或ハ衆議院議員選舉法改正ノ請願或ハ營業稅全廢ノ請願并ニ附キマシテハ大イニ意見ガアリマスカラ唯今ノ堀田子爵ノ述ベラレマスル通明日ノ議事日程ニ載セラレンコトヲ希望致シマス

○議長(公爵近衛篤脣君) 二條公爵ニ御諮詢リシマスガ段々異論モアリマスガ……

○公爵二條基弘君 ソレデヤ採決ヲ願ヒマス
○子爵谷千城君 少シ採決ノ前ニ申上ゲタイコトガアル、成ル程ソレハ既ニ後レタリト云フヤウナガモアリマセウ、又請願ニ依ツテハ御異存ノアルノモゴザイマセウ、併ナガラ既ニ先例モ段々アルノデ詰リ此請願ハ人民ノ意思ヲ達スルト云フニ止ルノデ何モ之ヲ此所デ酷ウ異議ヲ言フ理窟ハナイト云フノデ段々通ツテ居ル例ガゴザイマス、又折角方ニヨリ請願ノタメニ許多ノ旅費ヲ費シ許多ノ日月ヲ費シテ調べテ來テ居ルモノモアリマセウ其中ニ多少ノ不完全ノガモアリマシテモ政府ノ採用スルト採用セザルトニ在リマス譯デアリマスカラ是非トモ是ハ此際ニ議決シテ政府ヘ送達スルコトヲ大ニ希望致シマス

○議長(公爵近衛篤脣君) アナタハモウ一度御發言ガ濟シテ居ルヤウデアリマスカラ……
○伯爵坊城俊章君 谷子爵ニ贊成
○議長(公爵近衛篤脣君) 此請願ヲ直ニ議スルト云フニハ反對ガアリマスカ

ラ採決ニ付シマス、請願ヲ直ニ議スベシトスル諸君ノ起立ヲ詣ヒマス

○議長(公爵近衛篤麿君) 過半數ト呼フ者多數

(「少數」ト呼フ者多數)ト呼フ者アリ

○子爵堀田正養君 異議ヲ申立てマス

○子爵本庄壽巨君 異議ヲ申立てマス

○男爵伊達宗敦君 本員ハ反対デ既ニ立タナイデゴザイマンタガ唯今ノハ明ニ少數ナコトハ分ッテ居リマスカラドウゾ異議ノ御取消ヲ願ヒマス

○議長(公爵近衛篤麿君) 御異議ガアレバ氏名點呼ヲ行ヒマス

○子爵小笠原壽長君 既ニ異議ヲ申立てタ本莊子爵ガ居ラレマスナラ宜シウゴザイマスガ已ニ議場ヲ退カレテ見エマセヌカラ其請求ハ自然ノ消滅ト見テ宣シカラウト思ヒマス

○男爵本田親雄君 提出者ハモウ退出シテ居リマセヌカラ
(「マダ堀田子爵ガ居ラレマス」ト述フル者アリ)

(「取消スベシ取消スペシ」ト述フル者多シ)

○議長(公爵近衛篤麿君) 前ニ採決スルトキト人員ガ少シ變ッテ居ルヤウデゴザイマス、ソレデ堀田子爵ニモウ一度御協議致シマスガ如何デゴザイマセウカ人數モ餘程變ッテ居リマスカラ直ニ氏名點呼ヲ行フノハ少シ穩當ヲ缺クヤウデアリマスカラ……

○子爵堀田正養君 諸君ノ御請求モゴザイマスカラ遺憾ナガラ取消シマス
○議長(公爵近衛篤麿君) 二條公爵ノハ請願ヲ一括ニシテ問題ニ供スルト云
フノデアリマスカ

○公爵一條基弘君 左様デゴザイマス

○議長(公爵近衛篤麿君) ソレデハ歯科醫學校設立ノ請願ヨリ郡域變更ノ請願マデ、明日ノ議事日程ノ第四カラ第二十七マデ一括シテ問題ニ供シマス

○子爵小笠原壽長君 本員ハ此大阪市商業會議所會頭土居通夫ヨリ提出ニナツメ商法第七百九十條改正ノ請願、是ニ附キマシテ極ク簡単ニ反対ノ理由ヲ申述ヘヤウト思ヒマス

(「異議ナシ、無用」ト呼フ者多シ)

○子爵小笠原壽長君 ソレナラ止メマセウ

○議長(公爵近衛篤麿君) 請願全部御異議ガナクバ可決ト認メマス
(「異議ナシ」ト呼フ者多シ)

○議長(公爵近衛篤麿君) 然ラバ可決ニナリマシタ、明日ノ日程ハ先刻御報道致シテ置キマシタガ請願ガ可決ニナリマシタニ依ツテ明日ノ日程ハ更ニ御報告致シマス

第一 銀行ニ關スル法律ニ定メタル料科

第一 読會ノ續(特別委員)

第二 明治三十年法律第三十九號中追加

第一 読會ノ續(特別委員)

今日ハ散會
午後四時四十六分散會

貴族院議事速記録正誤

頁	段	行	誤	正	頁	段	行	誤	正
一八二	上	三	方		二二四	下	(三三	完結	管轄
一九二	下	(三七	完結		二三九	下	(六	五	願書
二三四		補助			七	侯爵			公爵

